（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第四条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「及び第百条」を「、第百条及び第百条の二」に改める。

第三条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第二項第二号中「相手方（以下この条」の下に「及び次条」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同号イ中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の届出）

第三条の二　農林中央金庫は、法第三条第七項の規定による届出をしようとするときは、届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

一　農林中央金庫が外国農林中央金庫代理業者との間での委託契約を締結しようとする場合　次に掲げる書面

イ　理由書

ロ　外国農林中央金庫代理業者の商号又は名称を記載した書面

ハ　農林中央金庫と外国農林中央金庫代理業者との間の資本関係を記載した書面

ニ　農林中央金庫と外国農林中央金庫代理業者との間の当該届出に係る委託契約の内容を記載した書面

ホ　ニに掲げる委託契約の締結予定日を記載した書面

ヘ　外国農林中央金庫代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面

二　農林中央金庫が外国農林中央金庫代理業者との間での委託契約を終了しようとする場合　次に掲げる書面

イ　理由書

ロ　外国農林中央金庫代理業者の商号又は名称を記載した書面

ハ　外国農林中央金庫代理業者の委託業務の内容及び方法を記載した書面

ニ　農林中央金庫と外国農林中央金庫代理業者との間での委託契約の終了予定日を記載した書面

第六十六条を次のように改める。

（預金の受払事務の委託等）

第六十六条　農林中央金庫は、次の各号に掲げる預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合（農林中央金庫代理業者（法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいい、法第九十五条の三第二項の規定により農林中央金庫代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。）に農林中央金庫代理業（法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業をいう。以下同じ。）に係る業務として委託する場合又は農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第十八号）第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合若しくは同項第三号に規定する特定漁業協同組合若しくは同項第五号に規定する特定水産加工業協同組合に同法第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（媒介を含む。）に係る業務として委託する場合を除く。）には、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一　現金自動支払機その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める機械（以下「現金自動支払機等」という。）による預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出し（以下この条において「現金自動支払機等受払事務」という。）に関する事務　次に掲げる全ての措置

イ　現金自動支払機等受払事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める者（資金の貸付け（農林中央金庫が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）に委託する措置

ロ　顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ　顧客が農林中央金庫と当該現金自動支払機等受払事務の委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

二　農林中央金庫の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末装置に顧客がカード等（それを提示し若しくは通知して、又はそれと引換えに、商品若しくは権利を購入し、又は有償で役務の提供を受けることができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。へにおいて同じ。）を利用し、又は顧客の使用に係る電子機器から電気通信回線を通じて農林中央金庫の使用に係る電子計算機に情報を送信し、及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第二項に規定する識別符号を入力することによる預金又は資金の貸付け（顧客による預金の払出しの請求額が当該預金の残高を超過する場合に農林中央金庫が極度額の限度内において行う当該超過額に相当する金額の資金の貸付けに限る。以下この号において同じ。）の業務に係る金銭の払出しに関する事務（現金自動支払機等受払事務を除く。以下この号において同じ。）　次に掲げる全ての措置

イ　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務に支障を及ぼすことがないよう的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に当該事務を委託する措置

ロ　顧客に関する情報が漏えいしないための的確な措置

ハ　顧客が農林中央金庫と当該預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の委託を受けた者（二及びへにおいて「受託者」という。）その他の者を誤認することを防止するための適切な措置

ニ　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の実施に関し、受託者との間で、それぞれの役割の分担の明確化を図るための措置

ホ　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しに関する事務の正確性を確保するための措置

ヘ　カード等の処理に係る電子計算機及び端末装置が正当な権限を有しない者によって作動させられたことにより顧客に損失が発生した場合において、農林中央金庫、受託者及び顧客の間での当該損失の分担の明確化を図るための措置

ト　預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の払出しの上限額の設定及び当該上限額を超えることを防止するための措置

第六十七条第二号中「確認すること等」を「確認すること」に、「受託者が」を「業務受託者が」に、「改善させる等、」を「改善させることその他の」に、「監督等」を「監督」に改め、同条第三号中「受託者」を「業務受託者」に改め、同条第四号中「受託者」を「業務受託者」に、「委託する等、」を「委託することその他の」に、「生じること等」を「生じること」に改める。

第七十一条の五第一項第一号中「及び連結財務諸表規則」を「、連結財務諸表規則第九十四条の規定により提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法が同条に規定する修正国際会計基準に従うもの並びに連結財務諸表規則」に改める。

第七十四条第三項第一号中「（平成八年法律第百十八号）」を削る。

第八十五条の三中「次条」を「第八十五条の五」に改める。

第八十五条の二十二第一項第一号中「（以下」の下に「この条、第八十五条の二十六及び第八十五条の二十七の二第三号ロにおいて」を加える。

第八十五条の二十八の二第一項第二号を削り、同項第三号中「存在を証明する書面」を「所在地を記載した書面」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「資格を証明する書面」を「氏名又は名称を記載した書面」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第八十五条の二十九第二号を削り、同条第三号中「存在を証明する書面」を「所在地を記載した書面」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「資格を証明する書面」を「氏名又は名称を記載した書面」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号中「委託契約書の案」を「委託契約の内容を記載した書面」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号を同条第七号とする。